1. お申し込みとお手続き

(1) お申し込みは6ヶ月前から受け付けます。但し、玉川髙島屋S･C もしくは 髙島屋玉川店主催のイベント･催しが予定されている日はご利用になれません。
(2) 正式なお申し込みは、東神開発株式会社(以下「当社」という)よりお送りする所定の申込書に必要事項をご記入･ご捺印の上、ご提出ください。
利用申込書を受理し、利用料金など記載の上、申込者控をお戻しした時点で正式申し込みといたします。
(3) 会場利用料金は、ご利用一週間前までにお支払いください。
(4) ご利用後、オペレーター人件費など残金の請求をいたします。指定の期日までにお支払いください。
(5) 会場利用料金およびオペレーター人件費などをお振込みいただく際、振込手数料は利用者のご負担でお願いいたします。

2. ご利用日 及び ご利用時間

(1) 元日と全館休業日(不定期)を除くすべての日のご利用が可能です。
(2) ご利用時間は次の通りとします。　全日利用 9:30 ～ 21:30 (12時間)／半日利用　9:30 ～ 15:30 (6時間)･15:30 ～ 21:30 (6時間)
(3) ご利用時間は申込書に明記し、確定していただきます。
(4) ご利用時間には、準備･後片付けなど原状回復までの一切の時間を含みます。
また開催前日や翌日に、設営･撤去などで1日利用する場合もその会場利用料金は発生いたします。
(5) 9:30以前、及び21:30以降の時間外利用の場合は、内容にかかわらず会場利用料金･オペレーター人件費共に別途定める延長料金を申し受けます。
(但し、時間外利用の場合は、事前に担当者の承認を受けた場合に限ります。)
(6) 玉川髙島屋S･Cの営業時間は原則として10:00 ～ 20:00です。※天候や社会情勢により営業時間は変更になる場合がございます。
これ以外の時間帯においては、玉川髙島屋S･Cの付帯サービス(ベビーカー貸出しや遺失物･拾得物承り所など)を受けることができませんので、予めご了承ください。

3. 利用料金とキャンセルについて

(1) 会場利用料金は、以下の通りとします。※表示価格は消費税を含む総額にて表示しています。
全日利用 …… アレーナホール 385,000円 (平日)･ 638,000円 (土･日･祝)／アレーナサロン 330,000円 (平日)･ 440,000円 (土･日･祝)
半日利用 …… アレーナホール 198,000円 (平日)･ 385,000円 (土･日･祝)／アレーナサロン 165,000円 (平日)･ 253,000円 (土･日･祝)
準備･撤去作業日 … アレーナホール 330,000円／アレーナサロン 253,000円
(2) 利用料金の他にオペレーション人件費、リース料金、延長料金などをお打合せによりお見積もりさせていただきます。
(3) キャンセルは申込書提出後(契約後)、発生いたします。
契約時より利用日の2ヶ月前までのキャンセル … 会場利用料金の25%
利用日の2ヶ月前より40日前までのキャンセル … 会場利用料金の50%
利用日の40日前以降のキャンセル …… 会場利用料金･人件費･リース料金の100%
なお、利用者の責によらない不可抗力による利用中止、もしくは当社がやむを得ないと判断した場合はこの限りではありません。

4. ご利用の制限と契約の取り消し

(1) 以下の事項に該当する場合には催し期間中であってもご利用を中止させていただくことがあります。
① 申し込み時の利用目的･内容と異なる利用のとき。
② 施設及び設備･備品を毀損する恐れがあると認められるとき。
③ 公の秩序又は善良なる風俗を乱す恐れがあると認められるとき。
④ 玉川髙島屋S･Cとしての品位･名誉を汚す恐れがあると認められたとき。また、他の玉川髙島屋S･C利用客や周辺住民に不安や不利益を及ぼすと認められるとき。
(2) 以下の事項に該当する場合には、契約の取り消しをさせていただくことがあります。
① 上記(1)各号に該当すると認められたとき。
② 会場利用料金が指定の期日までに支払われなかったとき。
③ 申込書の記載内容に虚偽が認められたとき。
④ 当社が定める規則や契約条件を遵守しなかったとき。
⑤ 不測の事故や災害などの不可抗力によって、施設が利用不能となったとき。
⑥ 地震などの災害が発生し、施設を帰宅困難者の一時滞在施設として利用するとき。
⑦ 施設の管理運営上やむを得ない事由が生じたとき。

5. 利用者(主催者)の管理責任など

(1) 利用者(主催者)は、常に善良なる管理者の注意をもって管理･利用してください。
(2) 入場者の受付、人員整理･誘導、会場の警備･整理、控え室などでの盗難･事故防止は、利用者が責任を持って行ってください。
(3) 利用終了後、原状回復と清掃は利用者の責任で行ってください。
(4) 利用者は、施設の利用権の全部又は一部を第三者に譲渡･転貸することができません。
(5) 利用者は、個人情報保護法などの法令を遵守し、会場において取得するものを含めその管理する個人情報･顧客情報(以下「本件個人情報」という)を
利用者の責任において厳格に管理し、本件個人情報にかかる問合せやクレーム･個人情報漏洩事故など(以下「個人情報事故」という)については、
利用者の責任と費用負担において解決をしてください。併せて、会場における個人情報事故についてはその事実を直ちに当社に報告をしてください。

6. 免責及び賠償

(1) 利用期間中(設営・撤去も含む)に、施設及び設備・備品などが利用者側に起因して損害が発生した場合には、利用者に賠償していただきます。
(2) 利用期間中(設営・撤去も含む)に、人身事故や展示品の盗難・破損・変質などがあった場合は、その原因の如何を問わず当社は責任を負いません。
(3) 施設利用料金は、不測の事故や災害などの不可抗力によって施設が利用不能となったとき、施設の管理運営上やむを得ない事由が生じたときを除き、返還いたしません。またこれらに伴い発生する損害について、当社は責任を負いません。
(4) 利用者が善良なる管理者の注意義務を怠ったため、又は利用者もしくはその代理人・使用人・請負人・取引業者などの故意又は過失により、当社もしくは第三者の生命・身体・財産など(著作権などの知的財産権を含む)に損害を与えた場合、利用者はその損害を賠償するものとします。

7. 利用前の打合せ

(1) 音響・照明などのオペレーションの依頼があるときは、ご利用日の40日前までに、担当者と会場設営や運営、搬出入などに関しての打合せを行ってください。
(2) 音響・照明に関しては、施設管理上業者を指定しております。
外部業者も利用できますが、予め当社指定業者との打合せを行い、その立会い・指示のもと作業してください。この場合別途立会い料を申し受けます。
(3) 物品の販売があるときは、施設の性質上、事前に当社の承諾が必要になります。

8. 関係諸官庁への届け出

官公署への届け出や申請が必要な場合は、玉川髙島屋S・Cとの打合せ後下記の通り届け出を行ってください。
(1) 催し物の開催届出書 …… 玉川消防署　TEL. 03-3705-0119
(2) 禁止行為解除申請書(7日前迄) … 玉川消防署　TEL. 03-3705-0119
(3) 音楽著作権使用の場合 …… 日本著作権協会　TEL. 03-3502-6551
(4) その他必要と思われる場合には、玉川警察署及び世田谷保健所にも届け出てください。

9. 搬入・搬出

(1) アレーナホールの搬入・搬出は原則として9:30 ～ 21:30とします。アレーナサロンの搬入・搬出に関しては予めご相談ください。
(2) 運送会社などを利用しての搬入に関しては、その受け取りは利用者側で責任をもって行ってください。
(3) 搬入物は、難燃性や防炎加工済のものを使用するなど、火災防止に留意してください。
(4) 建物躯体や付帯設備・備品へのガムテープ張り・釘打ちなどはできません。
(5) 終了後、搬入した備品やポスターなどは利用者側にて速やかに撤去してください。
(6) 搬入口の高さ制限は 2m90cm 以下までですので搬入車両の車高にご注意ください。

10. 反社会的勢力の排除

(1) 利用者は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明、確約します。
(2) 当社は、利用者が反社会的勢力に該当することが判明し、又は以下各号の一に該当する事由がある場合、何らの催告を要せず本契約を即時解除することができます。
① 反社会的勢力が経営を支配又は実質的に関与していると認められるとき
② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える等の目的で不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
③ 反社会的勢力に資金等を提供し、又は便宜を供するなどの関与をしていると認められるとき
④ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
(3) 当社は、利用者が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を即時解除することができます。
① 暴力的な行為
② 法的な責任を超えた不当な要求行為
③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
⑤ その他前各号に準ずる行為
(4) 利用者は、その下請又は再委託業者(下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。)が「(1)」に該当しないことを確約し、将来も前各項に該当しないことを確約するものとし、契約後に前各項に該当することが判明した場合には、直ちに下請又は再委託業者との契約を解除し、又は契約解除のための措置を採らなければなりません。尚、利用者が、本項の規定に違反した場合には、その当社は本契約を解除することができます。
(5) 利用者は、その下請若しくは再委託業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請若しくは再委託業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を当社に報告し、当社の捜査機関への通報及び当社の報に必要な協力を行うものとします。
尚、利用者が本項の規定に違反した場合、その相手方は何らの催告を要さずに、本契約を即時解除することができます。
(6) 当社が本条の規定により本契約を解除した場合、その利用者に損害が生じても何らこれらを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により解除権を行使した当社に損害が生じたときは、その利用者は生じた損害を賠償しなければなりません。

11. その他の事項

(1) 喫煙は全面禁止です。
(2) 会場内は「直火・電熱器」などの使用はできません。
(3) 会場内での飲食・試食については打合せ時にご相談ください。
(4) 利用期間中(設営・撤去も含む)は、責任者は必ず会場に常駐してください。
(5) ケータリングの依頼は、利用者(主催者)が直接業者に依頼にしてください。
(6) 本契約に基づく権利義務に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審専属管轄裁判所とします。